

平成9年12月17日

芦屋市長 北村春江様

芦屋市立上宮川文化センター
運営審議会 委員長 小林剛明

「芦屋市立上宮川文化センターの
今後のあり方」について（答申）

平成8年7月30日付、芦生上第16号で芦屋市長から諮問のあつた「上宮川文化センターの今後のあり方」について、本審議会は慎重に審議をした結果、別紙のとおり答申する。

市におかれでは、本答申を尊重し、同和問題の解決に向けて事業内容の充実と開かれたコミュニティーとして一層の発展を図られることを要望します。

目 次

1 はじめに

2 今後の運営の基本的方向 －期待される役割と機能－

3 文化センターのあり方についての具体的提案

(1)自立促進と生活基盤を確立する施設として

(2)地域福祉・保健活動の拠点として

(3)より広域的なコミュニティ・センターとして

(4)生涯学習を推進する拠点として

(5)人権啓発・学習の場として

4 おわりに

(資料)

芦屋市立上宮川文化センター運営審議会審議経過

芦屋市立上宮川文化センター運営審議会委員名簿

芦屋市立上宮川文化センターの今後のあり方について

1. はじめに

本市においては、昭和38年に隣保館としての上宮川会館を設置、その後「同和問題」の解決をめざす取り組みの一環として、昭和61年には、児童センターを併設した複合施設としての現上宮川文化センター（以下、文化センターという）を設置して、隣保館事業と児童福祉関係諸事業を積極的に推進するとともに、その機能および施設設備の充実に努めてきた。

28年間にわたる同和対策事業推進の法的措置として、昭和44年7月に制定・施行された『同和対策事業特別措置法』（昭和44.7～57.3）、『地域改善対策特別措置法』（昭和57.4～62.3）を継承してきた『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』が、平成9年3月末で期限切れとなるのを控え、国は、『地域改善対策協議会意見具申』（平成8年5月17日）の提言を受け、平成8年7月26日の閣議決定によって、平成9年度以降の事業の方向を、①経過的措置として5年間に限り財政上の特別措置を行うもの、②一般対策に工夫を加えて対応するもの、③既存の一般対策により対応するもの、等に整理・分類した。他方、差別意識の解消に向けた教育および啓発の促進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化については、『人権擁護施策推進法』（平成8年12月26日公布）にもとづき審議会が設置され、今後における新たな法的措置と取り組みが期待されている。

「同和地区」に設置された隣保館については、上記②「一般対策に工夫を加えて対応するもの」に分類され、厚生省は、平成9年度から、第2種社会福祉施設としての位置づけを行った。さらに、平成9年9月9日改正の『隣保館運営要綱』では、その目的について、「福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター」として

(1) 地域住民に対し、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する事業の総合的推進

(2) 国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動の推進によって、「地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資する」ことをあげている。

他方、児童館の設置運営については、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、

情操を豊かにすることを目的とする」児童福祉法に基づく児童厚生施設として位置づけられているが、文化センター併設の児童センターは共用部分を除き、約316m²と規模も小さく、小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した「小型児童館」の機能に加えて、「児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せもつ」児童センターとなっている。

2. 今後の運営の基本的方向 一期待される役割と機能一

28年間にわたるこれまでの同和対策事業の推進によって、全般的にみて、住宅・道路・上下水道・地区公共施設の整備等、いわゆる生活環境など物的側面については、一定の成果をあげてきたことは周知のところである。また、奨学金制度や技能習得奨励制度などの教育・就労対策等によって、30歳代後半から50歳代の中堅層を中心として、「同和地区」（以下「地区」という）住民の生活もゆるやかながら安定化の方向に進みつつあることも、周知のとおりである。

本市においても、すでに述べたように、昭和61年、隣保館・児童センターの複合施設としての文化センターを設立したのをはじめとして、「同和修学奨励金給付制度」、「職業技能修得助成制度」、「更生生業資金貸付制度」など地区住民の自立を促進するための諸制度を創設し、昭和47年には「部落解放労働事業振興会」の設立による就労対策を推進してきた。さらに、住宅地区改良事業（昭和59年～平成6年）の完成によって、「地区」の生活環境は抜本的に整備された。

このような総合的な同和対策事業の推進によって、かつてみられたような“部落差別の結果”としての物的な低位性はほとんど克服され、「地区」住民の自立のための基礎的な条件は、かなり整備されてきたといつてよい。

また、この間、隣保館事業として行ってきた相談事業や地域福祉・保健事業、教育啓発事業等、各種事業の推進が、「地区」住民の仕事や教育、社会福祉、保健衛生などの生活課題解決へ向け、一定の役割を果たしてきた。加えて、文化センターとなった昭和61年度からは周辺住民の来館も増え、特に児童センター事業の開始により芦屋市全域の児童・保護者の利用が急速に進み、地区内外の交流の場として定着しつつある。

しかし、「地区」には、低所得者や高齢者を中心に、福祉・保健対策に関わる課題も依然として残されており、また、「地区」児童・生徒の健全育成も将来の進路と関わって大きな課題であることは否定できない。

さらに、これからの中高齢社会の進展と地域福祉活動に対する強いニーズや、近い将来具具体化される介護保険制度をも展望するならば、地域福祉活動の拠点としての文化センターの役割はきわめて大きいものがある。

したがって、文化センターには、第2種社会福祉施設として、「地域住民に対し、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する事業の総合的推進に努めるとともに、周辺地域をもふくめた地域福祉活動の拠点」としての役割と機能を遂行し得る適切な体制の整備を期待するものである。

ところで、わが国では昭和56年に中央教育審議会が「生涯教育について」答申を出し、その後、昭和62年の臨時教育審議会の答申を経て、従来の社会教育審議会に代わって生涯学習審議会が発足した。この審議会は、平成4年「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申し、生涯教育／生涯学習の基本的理念である「いつでも、だれでも、どこでも」学べる生涯学習社会の実現のため、学習の機会均等を図り、必要な学習内容・情報・施設等の学習条件を整備することを国および地方公共団体に求めた。これを受けて本市においては、平成5年3月に『芦屋市生涯学習推進基本構想』がまとめられ、その推進が図られているところである。

また、『人権教育のための国連10年』（1995～2004年）の「行動計画」を提起した国連総会決議（1994年12月23日）を受けて、わが国においても、平成7年12月に総理大臣を本部長とする『人権教育のための国連10年』推進本部が設置され、平成9年7月には、国内行動計画が国から提示された。これをうけて、府県や政令指定都市などでは、地方レベルの行動計画が策定されつつある。

さらに、わが国における最も重大かつ深刻な社会問題である「同和問題」に関する市民の認識および態度の現状と啓発活動の課題について触れるならば、平成8年の国の『地域改善対策協議会意見具申』において指摘されているように、「同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である」と指摘している。

このような人権尊重の国際的・国内的潮流のなかで、文化センターには、地域住民の生涯学習を推進する拠点として、また、人権学習の場としての役割と機能を担い得る機関となることについても強く期待するものである。

隣保館と、児童センターの複合施設である文化センターの今後の運営のあり方について諮問を受けた本審議会では、以上に述べたような「地区」および周辺地域の現状と、近未来を展望した国際的・国内的諸課題についての認識のもとに、文化センターの第2種社会

福祉施設としての位置づけと、新たに改正された『隣保館運営要綱』の設置目的に照らし、併せて、児童厚生施設としての児童センター本来の役割と機能を重視する視点に立って、今後のあり方についての基本的方向として、

- (1) 自立促進と生活基盤を確立する施設として
- (2) 地域福祉・保健活動の拠点として
- (3) より広域的なコミュニティ・センターとして
- (4) 生涯学習を推進する拠点として
- (5) 人権啓発・学習の場として

の5点から、その将来像と基本的な役割と機能について検討し、これらの目的を達成するための事業の展開と、運営にかかる諸条件の整備について、以下に、具体的提案を行うものである。

3. 文化センターのあり方についての具体的提案

(1) 自立促進と生活基盤を確立する施設として

- ① 「地区」住民の生活全般にわたる実態を的確に把握し、自立のための住民の生活・行政ニーズを吸い上げるため、隣保館活動の中核的役割である調査機能の一層の充実を図る必要がある。
- ② 職業技能につながるワープロ、パソコン等の教室や特に若年層の就職準備のための教養講座、面接講習会等、就労促進に向けた事業の充実を図る必要がある。
- ③ 同時に、「地区」住民の生活の安定・向上と自立を促進するため、各種相談事業の一層の充実を図る必要がある。
- ④ これらを推進するため、市の福祉部門や教育関係部門をはじめ、職業安定所等関係行政機関との連携をより一層強化する必要がある。

(2) 地域福祉・保健活動の拠点として

- ① 「地区」の高齢化の実態から、高齢者の福祉・保健対策については、日常の健康指導や学習講座を充実させるとともに、今後とも保健福祉部、保健所等関係機関との連絡を密にする必要がある。
- ② 同和対策事業の進捗によって、基礎的な条件が整備されつつある現在と、近未来を

展望するならば、「地区」住民を、これまでのような福祉・保健サービスの一方的な“受け手”から、自立をめざす諸活動の“主体的担い手”へと変貌させる取り組みが求められる。したがって、文化センターが主催する各種事業一とりわけ教育・文化的事業一については、福祉・保健の増進、まちづくりなどへの「地区」住民の主体的参加を促し、支援する視点から検討・再編成するべきである。

③ 進展する高齢社会を展望するとともに、後述する「より広域的なコミュニティ・センター」としての位置づけをも考慮し、現行の「高齢者生きがい対策事業」について、抜本的な検討を加え、事業の活性化を図り、より充実した機能を果たし得るよう体制の整備に努めるべきである。

(3) より広域的なコミュニティ・センターとして

① 阪神大震災の体験と実績にもとづき、文化センターをより広域的な住民のコミュニティ・センターとして位置づけていく展望が必要である。そのための具体的な取り組みとして、下記の課題の実現について早急に検討されることを要望する。

ア) より広域的な周辺地域住民の「地域福祉」に関するニーズを把握するとともに、芦屋市的一般的な「地域福祉」諸制度をはじめ、国・県・関係機関の福祉諸制度を効果的・有機的に活用する方途をさぐるなどのコーディネート機能を担い得る専門性と人権感覚ゆたかな職員を養成する。

イ) ボランタリーな住民主体の“手づくり”的「地域福祉」活動を推進していくためのリーダーを養成する。

ウ) 子ども・高齢者を取り巻くより広域的な地域住民のボランタリーな「地域福祉」活動の拠点として、必要な体制・組織・環境整備を推進する。

② ①と関連して、介護保険制度の導入が見込まれる現状にあって、文化センターがより広域的な「地域福祉」活動の拠点施設としての役割と機能を遂行し得るかという視点もふくめて、施設・設備の充実・整備、各種福祉サービス事業や保健活動のあり方等について、検討を行う。

(4) 生涯学習を推進する拠点として

① 文化センターの最重点課題は、「人づくり」であり、この役割を再認識し、機能の充実を図る必要がある。そのために、具体的には、下記の課題について検討し、諸条件を整備するべきである。

- ア) 児童の基礎学力向上は、学校においてなお一層の学習指導の工夫・改善に努めていくことを前提に、現行の学力促進学級を見直し、子どもの生活そのものである“遊び”を通じて、健康な生活リズムの涵養、学習習慣と基本的生活習慣の確立、仲間づくり、健全な職業観を育成するという視点から再編すること。
- イ) そのため、専門的な教育関係者（教師・社会教育主事等）の企画・指導のもと、子どもたちと相対的に年齢の近い学生（非常勤で採用）や、例えば、ボーイ・スカウト、ガール・スカウトなどの指導者などの積極的協力を求めるなどの人的条件の整備について検討する。
- ウ) 現代の子どもたちのマルチ・メディアへの強い関心に対応して、パソコンに親しむ機会や、ビデオ鑑賞の機会を設定するなど、必要な施設・機器の整備を図る。
- エ) 児童対象事業は、「地区」関係児童を中心であるが、事業によっては、広く周辺地域の児童の参加も促していくことによって、相互に切磋琢磨する機会の提供についても検討する。
- オ) その他、現在実施している文化事業についても、人材育成の視点から、改めて検討し直し、必要な事業については、一層の充実に努める。
- カ) 上記したさまざまな活動のなかから、積極的な子どもリーダーの育成をめざすべきであり、そのためには、児童の健全育成に関して、積極的かつ専門的知識と技能を備えた職員を養成・配置する。
- ② そのうえで、下記の具体的取り組みの課題について早急に検討し、その実現に努めるべきである。
- ア) 文化センターにおいて企画・推進している現行の教育・文化事業について、「“地域の教育力”の強化・充実」の視点から再検討し、必要な事業の新設・現行事業の改善に努める。
- イ) そのため、例えば、「子育て」につながる学習講座の充実をはじめとして、家庭経営や健康管理・食生活の向上のための学習講座の充実・改善等を検討し、具体化を図る。
- ウ) 文化センターが企画・主催する相談事業のなかに、「子育て」や「家庭経営」などにかかわるカウンセリング活動を加える。
- エ) 「生きる力」の根源としての教育を保障するという視点に立って、職業技能の修得につながるワープロ・パソコン等の先端的技能取得のための講習会の充実・強化を図る。

オ) 本来的な「地域福祉」活動の推進にとって、 “福祉” に関する地域住民の知識・技能を高めることは不可欠である。したがって、文化センターが企画・主催する教育・文化事業には、ホームヘルパーをはじめ、ソーシャル・ワーカー、ケア・プランナーなど高齢者の介護にかかる資格取得を助成する講習事業等の新設について検討する。

③ 文化センターは、「地区」だけでなく、より広域的な地域における「いつでも、だれでも、どこでも」学べる生涯学習センターとしての展望をもつべきであり、そのため、次にあげる諸課題の整備について、早急に検討されるよう要望する。

ア) “同和教育運動”として特筆すべき「識字運動」で培った実績とノウハウを、広く芦屋市全域に在住する外国籍市民の日本語修得のための講座の開設にまで発展させることを検討する。

イ) 前記の職業技能の修得につながる先端的技能に関する講習事業や、近い将来の「地域福祉」活動の担い手として期待される高齢者介護にかかる資格取得を助成する講習事業等については、諸般の情勢を勘案しながら、広く周辺地域住民にまで、対象を拡大するための条件整備について検討すること。

ウ) 近年における市民の“健康志向”に対応し得るよう、文化センターがもつ施設と機能を、広く周辺にまで拡大する方策についても、今後の検討課題とする。

エ) 講習事業をはじめ、文化センターが推進する各種事業の対象として、諸般の情勢を勘案しながら、将来的には、より広域的な住民をもカバーし得るよう、体制・組織・施設等の整備について検討する。

(5) 人権啓発・学習の場として

基本的方向に関連して指摘したとおり、「人権の伸長」と「人権教育」は今や国際的なキィ・ワードであり、そのための具体的・積極的取り組みは、国連をはじめ、世界中の国々の責務となっている。このような国際的な流れのなかで、文化センターを、わが国固有の人権問題である「同和問題」の解決のための啓発・学習はもちろんのこと、在日外国人・女性・障害者・高齢者・子どもなど、さまざまな立場の人びとの人権を尊重する社会的雰囲気の醸成に努め、「人権文化」を構築するための市民主体の啓発・学習の拠点として位置づけ、期待される役割と機能を担い得るよう、諸条件の整備を図る必要がある。そのため、当面検討すべき課題について、下記のとおり提言する。

① 文化センターが、より広い地域に開かれた文字通り“コミュニティ・センター”となり得るよう、前記の具体的な運営のあり方について提言：(3), (4) にかかる取り

組みを通じて、周辺地域住民はもとより、全市域の住民との積極的交流を促進することが必要不可欠である。

② 文化センターを、「同和問題」の啓発・学習の“場”にとどめず、国内外の人権問題に関する市民の主体的学习の“場”とするため、さしあたり、次にあげるような事業の推進やそれに関する諸条件の整備に努めることを要望する。

ア) これまでの「同和問題」中心の資料・情報の収集に加えて、在日外国人問題・ジェンダー・国際理解・地球市民教育等に関する資料・情報の収集と、市域全域へのフィードバック体制を整備すること。したがって、当面、図書・ビデオなど人権学習教材の一層幅広いテーマについての充実・整備を図るとともに、将来的には、マルチメディアの積極的活用についても、施設・設備・機器等の整備について検討する。

イ) 高齢者・女性・子どもなどの自主的市民グループや、NGO/NPOなど民間の人権促進機関など、広い市民各層に対して、学習・活動の“場”と機会を提供すること。

ウ) 国際的な人権啓発の経験・実績をもつNGO/NPOなど民間の機関との共同企画によるグローバルなテーマでの人権啓発の方法を検討する。

エ) 人権の促進と人権問題の解決をめざし、具体的な実践に一步踏み出せる市民リーダーを養成するために、これまでの“知識注入型”的学習から、参加参画型の人権学習を企画・具体化する。

オ) そのために、国際的な視野に立った人権問題の学習・啓発を企画し得るコーディネーターやファシリテーターなどの人材養成に努める。

4. おわりに

28年間にわたって展開されてきた物的な条件整備に重点が置かれた同和対策事業の終息期を間近に控え、「地区」には、一定の自立への基礎的条件が整備されつつあるといつてよい。したがって、「地区」に設立された隣保館・児童センターは、本来的に人間が深く関わる「地区」住民の自立への主体的活動を支援するため、弾力的かつ効果的な取り組みを企画・推進することが強く期待されている。これまでの同和対策事業で培ったノウハウを、国際的なキィ・ワードである人権尊重のための具体的取り組みに発展・反映させることも、国際社会におけるわが国の責務である。

間近に迫った21世紀を、真に「人権の世紀」とするため、本市の「地区」に設置された

隣保館・児童センターではあるが、位置的にも本市の中心部にある文化センターを、広域的な人権啓発・学習の場として再生させたいという期待と展望に立って、(5)について提言した。その前提に、(3)(4)で指摘したより広域的な「地域福祉」と生涯学習の拠点としての取り組みと活動を通じて、市民の積極的な交流が不可欠であることはいうまでもない。

本市は、高齢者福祉にかかる具体的な体制の整備や、“帰国子女”教育における取り組みに関して、全国的にも高い評価を受けるような実績を積み重ねてきてている。本市が、こうした経験と実績を活用され、同和行政が直面している現代的な課題に対するある意味での実験／回答として、また、一つのモデルとして活力ある文化センターを提示されることを期待している。

さらに、「人権の世紀」を展望し、今日の国際的・国内的人権状況を考慮し、「国際文化住宅都市」芦屋にふさわしい将来的かつグローバルな課題をも視座に入れて、本答申を策定したことをおきたい。

最後に、芦屋市においては、この『答申』に示した基本的方向にそって、センターの事業の充実と体制の整備を推進するため、早急に実施計画を策定されることを強く要請するとともに、今後のセンターの運営と具体的な事業実施に関して、本審議会に実情を報告され、意見を聴取されることを希望するものである。

芦屋市立上宮川文化センター運営審議会審議経過

会 議 区 分	開 催 年 月	審 議 内 容
第 1 回審議会	平成 8 年 7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状及び任命書の交付 ・正・副委員長の選出 ・諮問を受ける ・文化センターの現状説明 ・質疑
第 2 回審議会	平成 8 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後のあり方について」 「芦屋の保健福祉」について 保健福祉部長より説明 ・地域の保健福祉の現状について 事務局より説明 ・審議
第 3 回審議会	平成 8 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「同和地区児童生徒学力実態 調査報告書」を山門委員から 説明・報告 ・桜井委員から、ピアノ教室等 を通じて子どもの様子などを 報告 ・審議

第4回審議会	平成9年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後のあり方について」 啓発事業、就労関係の現状 説明 ・質疑・審議
第5回審議会	平成9年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童センター事業」について、事務局より説明 ・質疑・審議
第6回審議会	平成9年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後のあり方」についての 答申素案を説明、審議
第7回審議会	平成9年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案のまとめ

芦屋市立上宮川文化センター運営審議会委員名簿

平成8年7月1日現在

(条例施行規則第13条)

① 市および関係行政機関の職員

◎	芦屋保健所長	山 口 英 明	
	西宮公共職業安定所長	株 本 昌 之	
	芦屋市助役	小 林 剛 明	
	芦屋市教育委員会社会教育部長	久 内 奎 吾	
	芦屋市保健福祉部長	木 戸 正 行	

② 関係地域団体の代表者

	芦屋市同和対策事業促進協議会会長	杉 本 正 義	
	" " 副会長	山 口 富 造	
	" " 事務局長	岸 田 強	
	上宮川地区生活改善婦人連絡会	岸 田 章 子	
	" (民生・児童委員)	橋 鎮 子	

③ 学識経験者

○	奈良教育大学教授	中 川 喜 代 子	
	神戸女子大学講師	山 門 徳 夫	
	芦屋市社会福祉協議会監事	円満堂 福 一	
	芦屋市青少年愛護協会会长 人権擁護委員	増 田 陽 子	
	芦屋市同和教育指導員	桜 井 溢 子	

* ◎印は委員長

○ " 副委員長



芦生人第12号
平成8年7月16日

芦屋市同和対策審議会
会長 山本 登 様

芦屋市長 北村 春江



芦屋市の同和施策のあり方について（諮問）

芦屋市同和対策審議会条例第2条の規定により、芦屋市の同和施策のあり方について、次のとおり諮問します。

記

1 諒問事項

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」
の法期限後における芦屋市の同和施策のあり方について
(諒問事項細目については別紙のとおりとします。)

平成 8 年度 芦屋市同和対策審議会
諮問事項細目

平成 8 年 7 月 16 日

- 1 個人給付的事業のあり方について
- 2 芦屋市同和教育協議会のあり方について
- 3 同和教育指導員のあり方について
- 4 人権教育・啓発のあり方について
- 5 同和対策事業促進協議会のあり方について
- 6 上宮川文化センター（隣保館・児童センター）のあり方について
- 7 その他

以上

平成 8 年 12 月 26 日

芦屋市長 北 村 春 江 様

芦屋市同和対策審議会
会長 山本



「芦屋市における今後の同和施策の
あり方」について（答申）

平成 8 年 7 月 16 日、芦生人第 12 号により諮問のあった
「芦屋市における今後の同和施策のあり方」について、本審
議会は、公開のもとに慎重に審議を加え、結論を得たので、
別紙のとおり答申する。

市におかれでは、本答申を尊重し、同和問題の解決に向けて所要の施策を推進されるよう強く要望する。

5 文化センターのあり方

文化センターは、地域の生活と文化・教養の向上を図るために取り組みを展開してきたが、今後とも、これらの事業を継続して進めるとともに、社会教育活動をとおして、地区内外の住民の交流を促進していく拠点となり、開かれたコミュニティセンターとして活動していくための条件整備を図ることが必要である。

また、阪神・淡路大震災の際には、文化センターにおいて地区内外の人々が互いに助け合い、相手を思いやる状況がみられたが、このことは、これからの人権啓発の方向を示唆するものとして学ぶべきものである。

なお、今後の事業の具体的なあり方については、「芦屋市上宮川文化センター運営審議会」に検討を委ねる。